

岐阜市立女子短期大学執行部会議規程

(制定 平成30年3月28日)

改正 令和3年3月31 日

改正 令和3年7月28 日

(設置)

第1条 本学に、学長の執行業務を補佐するため、執行部会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 学長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、会議の意見を聴くものとする。

- (1) 大学運営の基本方針、将来構想、長期計画に関する事項
- (2) 学科の教育計画に関する事項
- (3) 教員の採用計画及び新規採用に関する事項
- (4) 教員の服務、評価等人事に関する事項
- (5) 予算編成に関する事項
- (6) 大学、高等学校、国、地方自治体、企業との協定に関する事項
- (7) 大学評価に関する事項
- (8) その他学長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長

(会議)

第4条 定例会議は、月1回とする。

2 学長は、定例会議以外に、必要に応じて、臨時会議を開くことができる。

(出席者)

第5条 学長が必要と認める場合は、第3条に掲げる者以外の教職員の出席を認めることができる。

(特任部会等)

第6条 学長は、会議の運営に関し、学長が命ずる事項を検討又は実施するために、特任部会を置くことができる。

- 2 学長は、特任部会の運営にあたり、学長補佐を置き、本学の教職員のうちから指名し、任命することができる。
- 3 学長補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任命する学長の任期の末日を超えないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長が任期途中で退任した場合の学長補佐の任期は、後任の学長が任命される日の前日までとする。
- 5 特任部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、執行部会議に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。